

平成20年4月から75歳以上の方の後期高齢者医療制度がはじまりました

老人保健法が改正となり、75歳以上の方はすべて、国民健康保険や会社の健康保険などから脱退して、後期高齢者医療に加入することになりました。後期高齢者医療制度は都道府県単位で運営を行う医療制度で、京都府後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営を行います。

広域連合が行うこと

被保険者の認定や保険料額の決定、医療の給付など制度の運営を行います。

- 保険料の決定 ● 医療の給付
- 被保険者の認定 ● 保険証の発行 等



市町村が行うこと

住所変更や給付申請などの届け出窓口になります。保険証の引渡しや保険料の徴収を行います。

- 保険証の引渡し ● 加入や脱退の届け出の受付
- 保険料の徴収 ● 各種申請の受付 等



対象となるのは（被保険者）

- ・ 75歳以上の方
- ・ 65歳以上で、一定の障害があると広域連合の認定を受けた方

ご注意ください！

会社の健康保険の被保険者（本人）の方が、後期高齢者医療に移行すると、被扶養者であった方もその資格を失います。そのうち、74歳までの方は国民健康保険等に加入する手続きが必要です。まだ手続きをされていない方は、至急に加入の手続きをお済ませください。

（国民健康保険の加入手続きに関してはお住まいの市町村の担当課にお問い合わせください。）



負担割合

医療機関での医療費の自己負担は一般の方は1割負担、現役並み所得者は3割負担になります。

一般の方 ▶ **1割** 現役並み所得者 ▶ **3割**



保険証

後期高齢者医療の保険証を1人に1枚送付します。3月までお使いの健康保険証や老人保健医療受給者証は使用できません。

※75歳以上の方でお手元に届いていない方については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

平成20年3月まで

平成20年4月から



保険料

保険料は、被保険者均等割額（被保険者全員に均一にかかる金額）と所得割額（被保険者の所得に応じてかかる金額）の合計となり、被保険者一人ひとりに納めていただきます。



保険料の決め方

年間の
保険料
(限度額50万円)

=

京都府の均等割額
被保険者1人当たり
45,250円

+

所得割額

{総所得金額等－基礎控除額(33万円)}
× 京都府の所得割率8.32%

所得の低い方の保険料の軽減措置

所得の低い方は、世帯の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

世帯主と世帯内のすべての被保険者について総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
基礎控除額（33万円）	7割
基礎控除額（33万円）+24.5万円×被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）	5割
基礎控除額（33万円）+35万円×被保険者の数	2割

※年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、軽減判定の際、公的年金等に係る所得金額から15万円が控除されます。

※基礎控除額等の数字は、税制改正などで改正されることがあります。

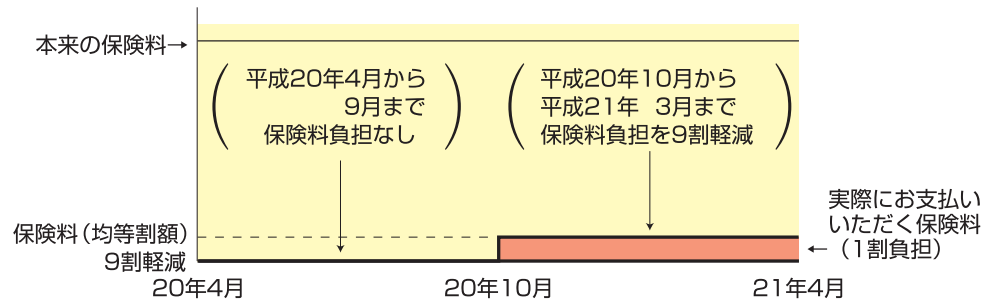
○被扶養者であった方の保険料の軽減措置

後期高齢者医療の資格取得日の前日において会社の健康保険の被扶養者であった方
資格取得日から、2年間は被保険者均等割額が半額となり、所得割額はかかりません。

ポイント!!

制度加入直前に会社の健康保険の被扶養者だった方の保険料の特例

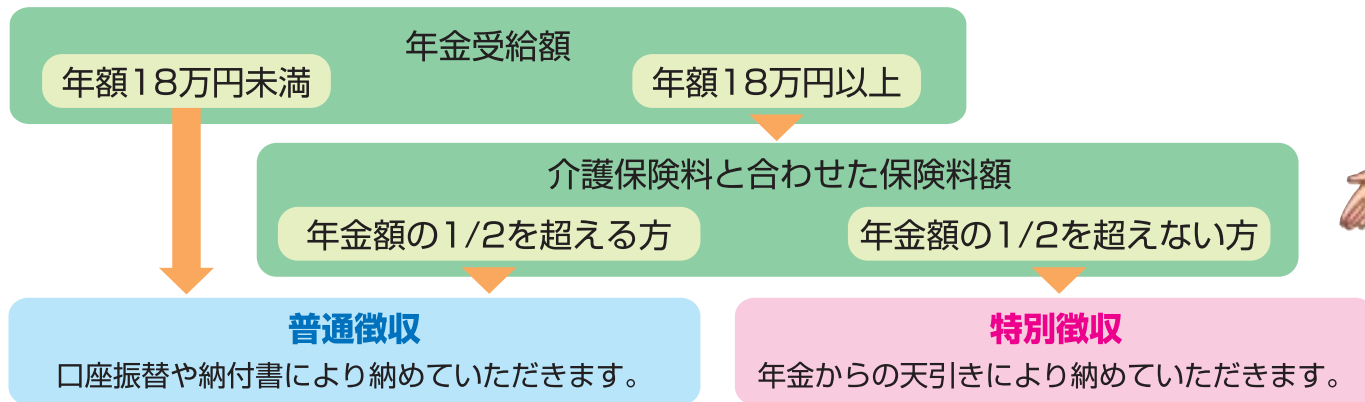
新しく保険料を負担することになる「健康保険や共済組合等の被扶養者」であった方については、平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結し、平成20年10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減することとなりました。



保険料の納め方

保険料の納付方法は、原則として年金から天引きとなります（特別徴収）。

年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替等によりお住まいの市町村へ個別に納めます（普通徴収）。



○平成20年度の保険料の徴収方法

平成20年度は、被扶養者を対象とした特例措置があるため、保険料の徴収方法が次のような取扱いになりますのでご注意ください。

①国民健康保険に加入されていた方

特別徴収の対象になる方

4月上旬に保険料に関する通知書を送付し、4月に支給される年金から保険料の天引きが始まります。

特別徴収の対象にならない方

7月から保険料の徴収が始まり、納付書や口座振替等により市町村に納めていただきます。保険料に関する通知書も7月に送付します。

②会社の健康保険の被保険者（本人）であった方

被保険者本人と確認してからの徴収となりますので、7月に保険料に関する通知書を送付し、7月から納付書や口座振替等により市町村に納めていただきます。10月以降は、特別徴収の対象となる方は年金からの天引きが始まります。

③加入直前に会社の健康保険の被扶養者であった方

平成20年4月から9月までは保険料は徴収されません。保険料に関する通知書は7月以降に送付します。

特別徴収の対象になる方

10月に支給される年金から保険料の天引きが始まります。

特別徴収の対象にならない方

10月から保険料の徴収が始まり、納付書や口座振替等の方法により市町村に納めていただきます。

問い合わせ先

お問い合わせはお住まいの市町村の後期高齢者医療担当課までお願いします。

区役所・支所・出張所名	担当課	電話番号
北区役所	保険年金課	(075) 432-1257
上京区役所	保険年金課	(075) 441-5130
左京区役所	保険年金課	(075) 771-4272
中京区役所	保険年金課	(075) 812-2583
東山区役所	保険年金課	(075) 561-9197
山科区役所	保険年金課	(075) 592-3105
下京区役所	保険年金課	(075) 371-7252
南区役所	保険年金課	(075) 681-3328

区役所・支所・出張所名	担当課	電話番号
右京区役所	保険年金課	(075) 861-2032
京北出張所	福祉担当	(0771) 52-1815
西京区役所	保険年金課	(075) 381-7406
洛西支所	保険年金課	(075) 332-9297
伏見区役所	保険年金課	(075) 611-1864
深草支所	保険年金課	(075) 642-3809
醍醐支所	保険年金課	(075) 571-6568